

大阪市立学校活性化条例（抜粋）

（小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保）

- 第 16 条** 教育委員会は、小学校及び中学校（いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第 56 条（規則第 79 条において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。）の学級数（特別支援学級及び夜間に 2 部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。）の規模を適正規模（児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。
- 2 適正規模は、小学校にあつては学級数が 12 から 24 まで、中学校にあつては学級数が 9 から 24 までであることとする。
 - 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。
 - (1) 学級数が 6 を下回る中学校であつて今後も 6 以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの
 - (2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの
 - 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
 - 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。
 - 8 前 2 項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日条例第 94 号）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 4 項及び第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。